

第 250 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	2023 年（令和 5 年）8 月 4 日（金曜日） 午後 3 時から午後 4 時
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、津本 芳孝、常松 睦弘、田中 映治、 伊瀬 隆二、樋口 正明、多田 稔、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	中村 良弘、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、 佐野 雅基（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案） （3）大阪府地先海面における漁業権免許 （4）漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告
7. 議事概要 事 務 局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から第 250 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。 その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。 携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。 本日は、奥委員が欠席となっております。結果、委員 9 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 また、本日は池田水産課長が別公務のため欠席させていただきます。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・ 漁業許可の公示 ・ うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案） ・ 大阪府地先海面における漁業権免許 ・ 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告 の 4 件でございます。

	それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
会 長	ただ今から、第 250 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、多田委員と村上委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (久保補佐)	水産課の久保でございます。 この議題はいつもご審議いただいている議題ですが、その前に別件報告事項として説明させていただきます。 手元資料の上から 5 枚目に参考資料 1－3 がございます。これについてまず説明させていただきます。 大阪湾北部海域における刺網漁業等の操業に係る緊急措置に関する文書です。こちらの文書は令和 5 年 7 月 6 日付けで、すでに発出させていただいているものです。 刺し網等とさせていただいているのは、囲い刺網、さわら流網、つばす・すずき流網、刺網の 4 漁業種を示し、実態調査を行い一定の方針が出るまで令和 5 年 7 月から新規許可を一時停止する旨を通知させていただきました。 刺網の代表委員として津本委員、すずき流網の委員として常松委員がおられますが、海区委員会での説明が事後となってしまったこととお詫びいたします。申し訳ございませんでした。 この文書を全組合に発出した経緯については、複雑な事情があり、説明させていただきます。これにはサワラの資源の問題があります。サワラはかつて瀬戸内海の優秀な魚種でしたが、昭和の終盤には資源が減少し、取れなくなりました。 水産庁は関係府県と資源回復に努め、漁業者の努力や協力によ

り、その成果が上がり、最近では資源が過去の3分の2程度まで回復してきました。そのため、水産庁はサワラを資源管理の優等生と呼んでいます。

サワラは沖を泳ぐ魚ですが、春に小型のサゴシが大阪湾の比較的沿岸近くを遊泳します。資源が増加したことにより、沿岸の漁業種にも漁獲されるようになってきました。

一方、沿岸のスズキが減少し、これを漁獲していた北部のすずき流網・すずき刺網漁業者はサゴシが回ってきたので、混獲を期待して徐々に沖合に漁場を広げています。すずき刺網は沿岸に網を入れていましたが、許可数も増加し、北部海域は大型船舶の通行が多く、夜間に沖で刺網を切られる事故が昨年から増加してきています。

そのため、海上保安庁は水産課に対策や指導を求めてきましたが、漁業許可を出しているのも、混獲のことで漁業を止めることもできず、漁業者と協議の上対策を探ると回答しています。

水産庁は資源管理を中心に据え、TAC という漁獲量の上限を設けています。これまでは大量に漁獲される魚種にかけていましたが、瀬戸内海で獲れる多種少量の魚種にもかけていく方針を出してきました。

水産庁は瀬戸内海の資源管理の優等生であるサワラを、最初の魚種にと考えています。サワラにTACがかかると、サワラが獲れる漁業種が増加して漁獲しすぎると、これまでサワラを漁獲していたさわら流網がサワラを漁獲するまえに、他の漁業がサゴシなどで先に漁獲し、TACの漁獲量枠がほとんど埋まり、その後に漁獲できない懸念が出てきます。これはサワラの資源管理上良くない状態です。

水産課では北部海域でのサワラをとりまく漁業実態を調査し、今後の漁業許可申請に対しては、許可を完全に止めることはできないので、新規に許可が必要な人には許可を出しますが、安全操業のルールを作り、漁業者と協議して資源管理の方策を練り、許可を出すようにしたいと考えています。そのため唐突ではありますが、一旦漁業許可の申請受付を停止したいと思います。

今回、緊急に文書を発出したのは、停止を予告すると、駆け込み申請で許可が急増する恐れがあり、緊急に一旦止めると通知しました。こうした状況を踏まえ、そのうえで次の説明をいたします。

水産課 (吉見技師)	大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。 本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、海区委員会資料1をご確認いただき、1枚めくっていただいた参考資料1－1の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。 1枚戻っていただいて、海区委員会資料1をご覧ください。表にありますとおり、つばす・すずき流網漁業3隻、刺網漁業3隻について、新規許可の要望が出ております。 申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については1か月、その他の漁業については2か月間としております。 なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1－2に掲載しております。 説明については以上です。
水産課 (久保補佐)	ただ今の説明に補足させていただきます。 吉見から刺し網に関する2件の新規許可要望に対して、公示を行う説明がありました。先ほどの説明の通り、7月6日付けの刺網の緊急措置で停止することを説明させていただいたのですが、この2件に関してはこの緊急措置の発出前に、許可申請の要望が寄せられたものであり、今回公示をさせていただこうというものです。よろしくお願いいたします。

会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題１については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題２、「うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）」について、水産課から説明をお願いします。
水 産 課 (池田副主査)	大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いいたします。 座って説明させていただきます。 ６月の本委員会で、当課から概略を説明いたしました、うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）について、この間、大阪府漁連の組合長

会議での説明、パブリックコメントや海上保安庁等関係機関への協議等を行い、現時点で改正に異論はない状況ですので、本日は、正式に諮問させていただきます。

まず、諮問の根拠につきまして、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。3ページの上部の第11条第7項が根拠条文となります。

本項に、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする定められております。

以上が今回の諮問の根拠となります。

資料2-2をご覧ください。こちらの資料が、「うなぎ稚魚漁業の許認可方針（案）」です。

また、現行の特別採捕許可から許認可方針（案）への変更点を資料2-3にまとめています。

6月の本委員会では、欠席された委員の方もいらっしゃることを踏まえて、変更点について簡単にですが説明させていただきます。

1つ目の項目の「漁業を営む者の資格」について、現行は「大阪府内の沿海地区漁業協同組合の組合員」と「漁業協同組合が当該組合の許容水面内での採捕に同意した者。ただし、大阪府内に住所を有する者に限る。」と設定していますが、「漁業を営む又は営もうとする者」に変更することとします。

続いて、2つ目の項目の「許可等をすべき数」について、現行は規定していませんが、資源状況を考慮し、今年の漁期に特別採捕の許可を受けている漁業者の数を上限としています。

3つ目の項目の「優先順位」について、現行は規定をしていませんが、前年度に当該漁業の許可を受けていた方をはじめとした優先順位を新設します。

4つ目の「操業区域」について、現行は「漁業協同組合ごとに決

められた範囲内の大阪府地先水面」としてありますが、「大津川から近木（こぎ）川に至る区域を操業区域とする組合に、大阪府鰯巾着網漁協を追加」し、「組合に所属していない者については、別表の操業区域の中から一つを選択」という内容に変更することとします。

5つ目の「漁業時期」については、現行と同様、1月21日から5月20日までとします。

6つ目の「使用漁具」について、現行は「たも網又はかご網に限る」としてありますが、「使用できる漁具は、たも網又はかご網とし、同時に使用してはならない」、「かご網は、長さ・幅・高さが1メートルを超えるものを使用してはならない」、「使用するかご網には、許可番号、氏名、所属漁協を明記した名札をつけなければならない」に変更することとします。

7つ目の「操業時間」については、「網のつけっぱなし」等による資源への負荷や「蹴り込み」による種苗の劣化を防ぐため、採捕を夜間のみにすることとし、当初は「日の入りから日の出まで」としておりました。しかしながら、時間で示すほうが、漁業者の方も、海上保安庁等の取締機関の方も分かり易いとの意見があり、かご網を明るいうちに設置できる時間を検討し、設定しました。

8つ目の「採捕限度」については、全国の池入れ量の上限が示されていることから、個々の採捕については、上限を設ける必要がないとの国の考え方にに基づき削除することとします。

最後の「報告義務」については、大阪府漁業調整規則の書きぶりにあわせ、翌月10日までに必ず報告するもの、と変更しました。

他に前回の委員会の時点から変更した点について説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。3ページの「第8（資源管理の状況等の報告）」について、当初は、4ページの「第9（許可証の交付）」と「第10（許可証の書換え交付及び再交付の申請）」の後に位置していましたが、他の漁業の許認可方針の書きぶりにあわせ、前に移動いたしました。

今後について、許認可方針の策定と公表を8月下旬、施行を12月1日に行います。

委員の皆様には、10月上旬開催予定の海区にて、うなぎ稚魚漁業

	の初めての許可の公示についてお諮りさせていただく予定です。 資料を２枚戻っていただき、資料２－１は本委員会への諮問文です。 説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題２については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題３、「大阪府地先海面における漁業権免許」について、水産課から説明をお願いします。

水産課 (池田副主査)	水産課の池田でございます。漁業権免許についてお諮りする内容について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。 漁場計画（案）について、昨年度末に、委員会にて答申いただきました。その内容で「(案)」を取ったものを、5月12日に海面における漁場計画として公示を行いました。 その結果、6月16日から7月18までの申請期間に、区画23件、共同4件、合計27件の免許申請がありました。 申請の概要と水産課で漁業権免許申請者の適格性と優先順位について審査し、結果を一覧にしたものが資料3-2です。 こちらの資料に基づき、漁業権免許についてご審議いただき、委員会において適当とご判断いただけましたら、9月1日から新たな漁業権が免許されることとなります。 では、戻りまして、資料3-2についてご説明いたします。あわせて、参考資料3-1と参考資料3-1別紙も机に並べていただきますようお願いします。 まず、資料3-2の水産業協同組合法関係について。「漁業協同組合の場合、総会の特別決議を経ていること」において、全ての申請者について、総会の議事録の抄本により、総会の特別決議を経ていることを確認しています。 続いて、漁業法関係について。「【A】漁業権免許申請者の適格性の審査」について。「1. 漁業法第71条第1項に規定する免許をしない場合の要件に該当しないこと」において、「(ア) 申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき」とあります。 こちらの項目について、説明の順序が入れ替わりますが、裏面をご覧ください。「2. 漁業法第72条第2項に規定する免許についての適格性を有すること」について先に説明いたします。 「(ア) 関係地区の全部又は一部をその地区（定款に定める組合の地区）内に含む漁業協同組合であること」について、参考資料3-1をご覧ください。 こちらの資料の中央部の「関係地区」及び「漁協地区」に記載のとおり、すべての申請者（漁業協同組合）について関係地区の全部又は一部が漁協地区の中に含まれておりますので「適格」と判断しました。
------------------------	---

区画第2号については、参考資料3－1別紙に分けています。関係地区が多岐にわたりますが、漁協地区の中にすべて含まれておりますので、「適格」と判断しています。

資料3－2の裏面に戻ります。「(イ) 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権（類似漁業権）については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であること」とあります。

参考資料3－1をご覧ください。こちらの資料の右側の「世帯数」の「全体」と「内漁協」に記載のとおり、すべての申請者において、組合員の世帯の数が3分の2以上であることを確認できましたので、「適格」と判断しています。

資料3－2の裏面に戻ります。続いて、「(ウ) 新規漁業権については、その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であること」とあります。

参考資料3－1をご覧ください。類似漁業権と同様、全ての申請者において、組合員の世帯の数が3分の2以上であることを確認できましたので、「適格」と判断しています。

資料3－2の裏面に戻ります。(ア)と(イ)と(ウ)の項目について「適格」と判断できましたので、表面に戻り、「1. 漁業法第71条第1項に規定する免許をしない場合の要件に該当しないこと」の「(ア) 申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき」でないことから、「適格」と判断しています。

続いて、「(イ) 海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」は免許をしないとありますが、申請内容が全て、令和5年5月12日付け大阪府告示第608号で公示した海区漁場計画の内容と同一であることを確認していますので「適格」と判断しました。

「(ウ) その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」は免許をしないとあります

	が、二枚貝類の養殖、海藻類の養殖ともに複数の組合で行われており、また、同一組合内において、同種の養殖業が不当に複数箇所で営まれていることもないことから、漁業権の不当な集中には至らないとし、「適格」と判断しました。 「(エ) 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」は免許をしないとありますが、すべての漁場の区域は、他人の所有又は占有がないことを、計画策定時に市町等にも確認していますので「適格」と判断しました。 裏面に移ります。「2」に関しては、先ほど説明いたしましたとおりです。 以上が、適格性の審査内容でございます、続いて「【B】優先順位の審査内容」です。 今回の免許申請について、各漁場計画に対して、すべて1件のみの申請でした。ついては、優先順位にかかわらず申請者に対し免許するものとして「適格」と判断しました。 なお、参考資料3-2をご覧ください。すべての免許申請にて、「当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用している」ことを確認していますこと、申し添えます。 確認した内容については、次の議題「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告」で追って説明いたします。 資料3-2の裏面に戻っていただきます。適格性及び優先順位の審査の結果、すべての申請者は適格性を有しており、また、すべての申請で競願はなく、申請どおり免許することが適当と判断されます。 なお、免許の申請と併せて漁業権行使規則の認可申請もあり、こちらについては水産課で審査いたしますこと、申し添えます。 以上の水産課の判断をご参考にしていただき、漁業権免許についてご審議よろしく申し上げます。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

各 委 員	(質疑等なし)
会 長	一つお伺いしますが、最近カキ養殖の話が目につきますが、申請がどんどんと増えてきているのでしょうか。
水産課 (久保補佐)	一昨年、昨年にもカキ養殖について審議していただきました。区画漁業権は過去には5年間隔で許可し、新規についてもその機会に合わせていましたが、新法になり5年置きでなくても許可できるようになりました。 許可についても1つずつ出てくるようになりました。 近年は大阪湾の状況がよくなり、カキなどの二枚貝類の生育状況が良好になり、良く成長するようになってきました。そのため、新たに養殖する区域が空けば、新たな申請があがるような状況です。 許可名をカキ養殖とせず、二枚貝類としているのは、カキ養殖に限らず、その他の二枚貝類の稚貝を採集して育てたり、他の種類を養殖できたりするように配慮しています。 5年以内に貝類の養殖などの免許申請が出てくる可能性がありますので、よろしくお願いします。
会 長	全国あちこちに行くのですが、右肩上がり話を聞かないので、大阪湾は良い流れだと思います。頑張ってください。 特にご質問等が無いようですので、議題3については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)

会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題４、「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告」について、水産課から説明をお願いします。
水 産 課 (久保補佐)	資源管理の状況報告について、資料４－１、４－２、参考資料４の３枚で説明します。資料４－１により令和４年の資源管理の状況について大阪府から海区委員会に報告させていただきます。 資料４－２のとおり、漁業法第 90 条第 2 項、省令第 28 条第 3 項により、知事は海区委員会に年に 1 回以上報告させていただく必要があることとなっています。 この報告は漁業を行っている漁業権者が漁業法第 90 条第 1 項省令第 28 条第 1 項により、漁場の活用状況を年 1 回報告する必要があるとなっております。 令和４年 1 月から 12 月の漁業権者の漁業種類と漁獲量や漁場の活用についてまとめられたもので、個人の免許番号については記号化しています。各漁協から報告のあった情報で不明瞭な部分は電話で確認してまとめています。 資料４－２の報告方法に基づき、各組合から提出いただいた資源管理状況として、漁場での取組みや実施状況、漁業操業日数、漁獲量、活用状況、行使者数などがあります。 すべての漁協が組合員の情報を確実に把握していないので、おおよその数字になっている部分もありますが、毎年精度を上げてもらうようにします。情報を参考資料４にまとめました。 資源管理については、漁港内や海岸などの清掃、主産技術センターによる稚魚放流、産卵場整備、小型魚の再放流など、各漁協で様々な取組みが行われています。区画漁業権での養殖などは開始時期の

	遅れで生産報告があがってきていないが、報告してもらえると期待しています。 藻類養殖やエムシ獲りなどは行使者が減少し、漁獲情報が上がってきておらず、コロナもあり十分な活動ができていないが、すべての漁業権者はチェックシートにも書いているとおり、漁場を適切かつ有効に利用されていると考えています。 報告については、以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題4については、これまでとします。 全ての議題を終えましたが、他に、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
各 委 員	(意見・質疑等なし)
会 長	特に質問等がないようですが、事務局から連絡事項等がありますか。
事務局 (大道書記長)	次回の開催日については、9月11日(月曜日)～15日(金曜日)の週で考えています。皆様のご都合はいかがでしょうか。 (各委員の予定を確認したのち) それでは、9月13日(水曜日)に開催いたしますので、次回もよろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

会 長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。

議事録署名人

会長

委員

委員